

○厚生労働省告示第二百七十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年八月三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
一七六号	滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課	滋賀県大津市京町四丁目一番一	滋賀県甲賀市甲賀町大原市場二	理化学試験	平成二十九年五月二十四日
百番二					